## 仙台市病院規程第二十一号

仙台市市立病院契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

会和七年九月二十九日

仙台市病院事業管理者 奥 田 光 崇

仙台市市立病院契約規程の一部を改正する規程

仙台市市立病院契約規程(平成元年仙台市病院規程第二十号)の一部を次のように改正する。

見 行

改正後

(契約締結の期間)

第十四条 契約につき契約書を作成する場合においては、落札者は、落札の通知を受けた日から<u>五日</u>以内に契約書に記名押印しなければならない。ただし、遠隔地の場合その他管理者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 [略]

(指名競争入札の参加者の指名等)

## 第十五条 「略]

2 令第百六十七条の十二第二項<u>の</u>通知は、第五条第一項各号に 掲げる事項について行うものとする。

(随意契約の範囲)

- 第十六条の二 企業法施行令第二十一条の十三第一項第一号に 規定する規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応 じ当該各号に定める**額を超えないものを締結するとき**とする。
  - 一 工事又は製造の請負 二百五十万円
  - 二 財産の買入れ 百六十万円
  - 三 物件の借入れ 八十万円
  - 四 財産の売払い 五十万円
  - 五 物件の貸付け 三十万円
  - 六 前各号に掲げるもの以外のもの 百万円

(契約保証金)

## 第十九条 [略]

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。この場合において、仙台市市立病院会計規程第十九条第四項の規定の適用については、同項中「<u>前</u>項の担保又は保証金」とあるのは「契約保証金」と、「金融機関の保証で」とあるのは「金融機関の保証又は公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社による前払金保証事業の付随事業としての保証で、」と、「同項の担保又は保証金」とあるのは「当該契約保証金」とする。

(契約保証金の免除)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の 全部又は一部の納付を免除することができる。

「一~三 略]

四 随意契約を締結する場合において、契約金額が<u>五十万円未</u> 満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととな るおそれがないとき

[五~七 略]

八 業務委託契約(工事に係る業務委託契約にあっては、契約

(契約締結の期間)

第十四条 契約につき契約書を作成する場合においては、落札者は、落札の通知を受けた日から十日 (その期間中に仙台市の休日を定める条例(平成元年仙台市条例第六十一号)第一条第一項に規定する休日及び一般の取引慣行に基づき管理者が定める日があるときは、その日数を除く。)以内に契約書に記名押印しなければならない。ただし、遠隔地の場合その他管理者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 「略]

(指名競争入札の参加者の指名等)

第十五条 「略]

2 令第百六十七条の十二第二項**の規定による**通知は、第五条第 一項各号に掲げる事項について行うものとする。

(随意契約の範囲)

- 第十六条の二 企業法施行令第二十一条の十三第一項第一号に 規定する規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応 じ当該各号に定める**額**とする。
  - 一 工事又は製造の請負 四百万円
  - 二 財産の買入れ 三百万円
  - 三 物件の借入れ 百五十万円
  - 四 財産の売払い 百万円
  - 五 物件の貸付け 五十万円
  - 六 前各号に掲げるもの以外のもの 二百万円

(契約保証金)

第十九条 [略]

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。この場合において、仙台市市立病院会計規程第十九条第四項の規定の適用については、同項中「第一項の担保又は保証金」とあるのは「契約保証金」と、「金融機関の保証で」とあるのは「金融機関の保証又は公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社による前払金保証事業の付随事業としての保証で、」と、「同項の担保又は保証金」とあるのは「当該契約保証金」とする。

(契約保証金の免除)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の 全部又は一部の納付を免除することができる。

[一~三 略]

四 随意契約を締結する場合において、契約金額が<u>少額</u>であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき

[五~七 略]

八 業務委託契約(工事に係る業務委託契約にあっては、契約

金額が<u>**百万円**</u>未満のものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

「九・十 略]

(契約書作成の省略)

- 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契 約書の作成を省略することができる。
  - 一 一件の契約金額が<u>五十万円</u>(工事請負契約にあっては、<u>百</u> 万円)未満のものについて契約を締結するとき

二 「略〕

2 [略]

金額が<u>二百万円</u>未満のものに限る。)を締結する場合において、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

「九・十 略]

(契約書作成の省略)

- 第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、契 約書の作成を省略することができる。
  - 一 一件の契約金額が<u>百万円</u>(工事請負契約にあっては、<u>二百</u> 万円) 未満のものについて契約を締結するとき

二 「略]

2 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十六条の二、第二十条第四号及び第八号並びに第二十四条第一項第一号の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた当該契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

(市立病院経営管理部財産管理課)